

図例に表示した種別数は、世界測地系の数値です。

令和2年3月現在

東京都市計画 高度地区 総括図 世田谷区都市計画図 1 (地域地区等)

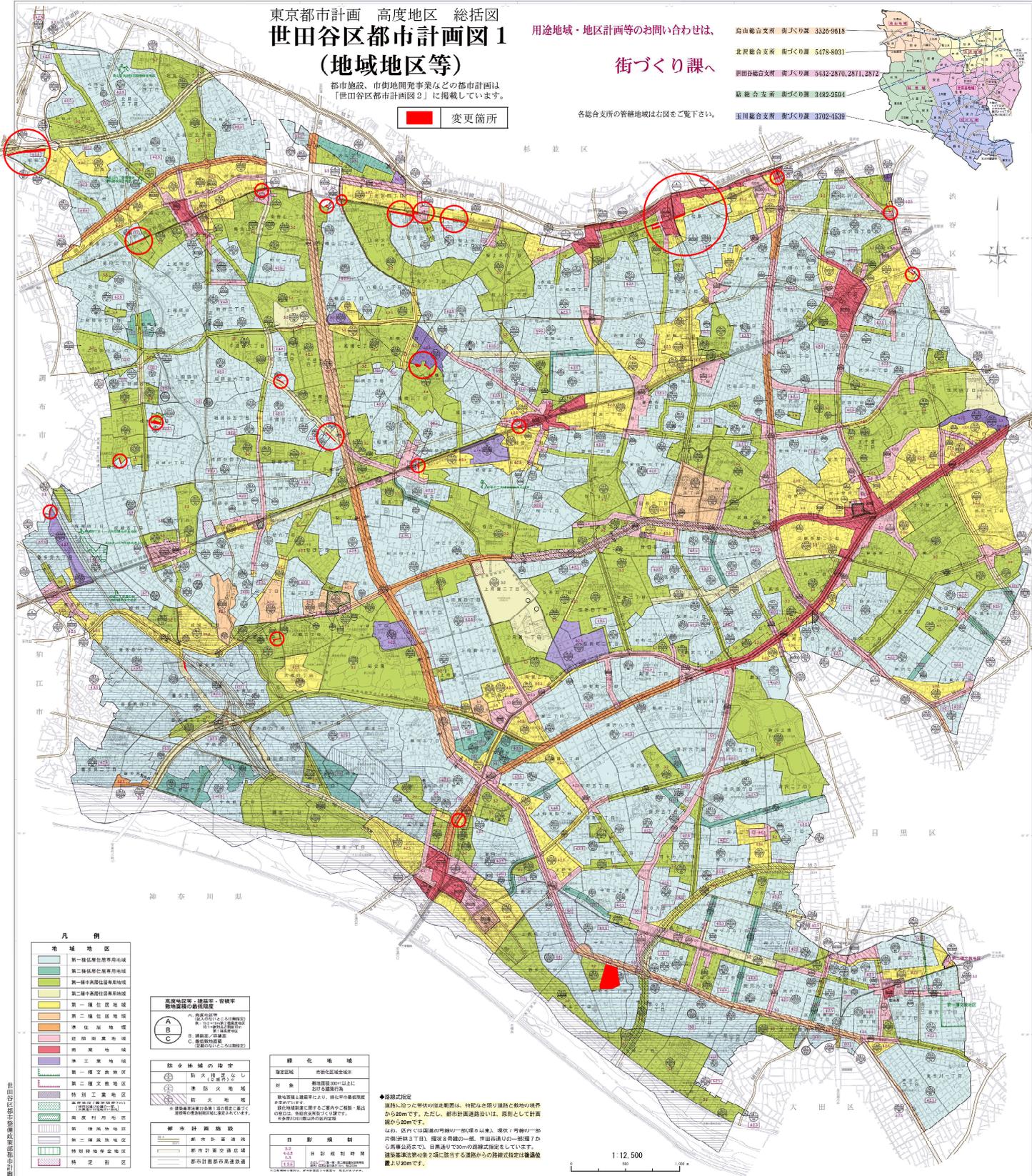
用途地域・地区計画等のお問い合わせは、
街づくり課

都市施設、市街地開発事業などの都市計画は「世田谷区都市計画図2」に掲載しています。

変更箇所

各総合支所の管轄地域は右図をご覧ください。

- 烏山総合支所 街づくり課 3326-9618
- 北沢総合支所 街づくり課 5478-8031
- 世田谷総合支所 街づくり課 5432-2870, 2871, 2872
- 箱根総合支所 街づくり課 3482-9504
- 玉川総合支所 街づくり課 3702-4539



凡例

| 地域地区 | |
|--------------|--|
| 第一種低層住宅専用地域 | |
| 第二種低層住宅専用地域 | |
| 第一種中高層住宅専用地域 | |
| 第二種中高層住宅専用地域 | |
| 第二種住居地域 | |
| 準住居地域 | |
| 紅梅商業地域 | |
| 商業地域 | |
| 準工業地域 | |
| 第一種工業地域 | |
| 第二種工業地域 | |
| 特別工業地域 | |
| 特別商業地域 | |
| 商業利用地域 | |
| 特別商業地域 | |
| 第二種商業地域 | |
| 特別商業専用地域 | |
| 特別用途地域 | |

高度地区等 建築高・容積率 敷地面積の最低限度

A: 高度地区等 A 区画の建築高・容積率の制限を受ける敷地面積の最低限度
B: 高度地区等 B 区画の建築高・容積率の制限を受ける敷地面積の最低限度
C: 高度地区等 C 区画の建築高・容積率の制限を受ける敷地面積の最低限度

防火地域の指定

防火地域
防火地域

都市計画施設

都市計画道路
都市計画交通広場
都市計画都市高速鉄道

緑化地域

指定区域 市街化区域全域
対象 敷地面積500㎡以上に設定された区域
敷地面積と建築率により、緑化率の最低限度を定める。緑化率の算出方法は、都市計画図1の「緑化率の算出方法」を参照してください。

日影規制

日影規制時間
日影規制時間
日影規制時間

◆線路式指定
道路沿いの線路式指定区域は、特別に指定された敷地面積と敷地面積から算出されます。ただし、都市計画道路沿いは、原則として計画線から50mです。

なお、区内には線路の増設が予定され、増設が完了した後に一部が削減される場合があります。削減される場合は、削減後の一部が削減される場合があります。削減される場合は、削減後の一部が削減される場合があります。

1:12,500

本図に示す地域地区等の名称は、概略を示すものであり、都市計画の内容を詳細に説明するものではありません。また、本図に示す地域地区等の名称は、概略を示すものであり、都市計画の内容を詳細に説明するものではありません。また、本図に示す地域地区等の名称は、概略を示すものであり、都市計画の内容を詳細に説明するものではありません。

この図は、東京都建設局が作成したものであり、その権利は東京都建設局にあります。また、この図は、東京都建設局が作成したものであり、その権利は東京都建設局にあります。